

## 愛媛大学医学部連携病院長会議規約

(名称および所在地)

第1条 本会は、愛媛大学医学部連携病院長会議（以下『本会議』という。）と称する。

所在地 愛媛県東温市志津川454

(目的および事業)

第2条 本会議は、愛媛大学医学部と連携病院の発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 卒後研修の推進及び改善に関する事
- (2) 人事交流のための緊密な連繋に関する事
- (3) 先進医療に関する研究及び診療に関する事
- (4) 時代に即応した情報の交換に関する事
- (5) 地域医療の推進に関する事
- (6) 会員相互の親睦に関する事

(会員)

第3条 本会議は、次の会員をもって組織する。

- (1) 愛媛県下における厚生労働省指定の研修病院長
- (2) 愛媛大学医学部との人事交流病院長  
ただし、3年間人事交流がない場合、または3年間会費を納入しない場合は、退会扱いとする。
- (3) 愛媛大学大学院医学系研究科長（以下『研究科長』という。）、愛媛大学医学部附属病院長（以下『附属病院長』という。）臨床系教授、基礎系教授(予防医学、分子病理学、解析病理学)、寄附講座教授（地域医療学、地域医療再生学、地域救急医療学、地域小児・周産期学、救急航空医療学）、中央診療施設等の長
- (4) その他、本会議世話人会において推薦された者

(世話人)

第4条 本会議に、次の世話人を置く。

- (1) 東予地区の代表4名、中予地区の代表5名、南予地区の代表3名、研究科長、附属病院長
- (2) 附属病院長は世話人を代表する。

2 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、世話人に欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第5条 本会議は、原則として毎年1回定例総会を開催するものとする。

また、必要に応じて臨時総会及び地区会議を開催することができる。

2 会員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(世話人会)

第6条 本会議は、定例総会の開催にあたり、世話人会において議題を審議するものとし、世話人会は必要に応じて、世話人代表が招集するものとする。

(地区支部)

第7条 本会議は、必要により、地区に支部を置くことができる。

(会計監事)

第8条 本会議に会計監事2名をおく。

- 2 会計監事は、総会において互選された会員をもって充てる。
- 3 会計監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第4条第2項の規定は、会計監事に準用する。

(会計監事の職務)

第9条 会計監事は、会議の会計及び会務執行の状況を監査する。

- 2 会計監事は、世話人会に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第10条 本会議の経費は、会費その他の収入をもってこれに充て、年1回世話人会及び定例総会において会計報告を行い、承認を得るものとする。

- 2 会費は、愛媛大学医学部附属病院（以下『本院』という。）の複数診療科と関連がある場合は、年額30,000円、それ以外の場合は10,000円とする。

なお、診療科数の決定は前年の1月から12月までの1年間実績によるものとする。

- 3 会計年度は1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(総務委員会)

第11条 本会議は、第2条の目的及び事業を推進するために、必要があれば総務委員会を置くことができる。

(専門部会)

第12条 本会議は、第2条の事業を推進するために、必要があれば専門部会等を置くことができる。

(事務局等)

第13条 本会議の事務局は、本院内に置く。

(規約の改正)

第14条 規約の改正は、世話会の議を経て、総会でこれを決定する。

(設立年月日)

本会の設立年月日は、平成2年2月17日とする。

附 則

この規約は、平成15年2月22日から施行する。

ただし、規約改正後最初の会計報告は、第12回総会開催日から平成14年12月31日までとする。

附 則

この規約は、平成2年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年8月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月4日から施行する。